

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	加美区 (鳥羽集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月15日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が70代以上と高齢化が進み、遊休地の更なる増加が懸念される。また山に挟まれた南北に細長い地形から獣害被害も多い。地域では約半数の農地でコシヒカリを作付し、近隣集落と連携した「きよしま米」として販売もされている。また集落営農組織(従事者5名)がそばや畜産農家と契約したWCSの栽培を行っているほか、農地を守るために養蜂農家と契約したみつ源れんげの作付けも集落ぐるみで実施している。今後、効率的に農地を活用していくためには担い手の農地の集約化を進めるとともに、多様な人材を交えて農地を維持管理していく仕組みづくりが喫緊の課題である。

【基礎データ】

- ・農家軒数 28軒 集落営農組織(1組織、従事者5名)
- ・主な作物 水稻(コシヒカリ)、そば、WCS、唐辛子、みつ源れんげ、一般作物

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き水稻(コシヒカリ)の栽培や、出荷契約先が決まっているそば、WCSの栽培を継続するとともに、唐辛子など地域に定着するような新たな作物の栽培を検討する。

今後高齢化が進み、遊休農地が増加する傾向にあるなかで、後継者や新規就農者の確保・育成も視野に入れながら地域全体で農地を利用していき仕組みづくりを検討するとともに、地権者や耕作者に理解を得ながら可能な限り農地の集積・集約化を随時進めていく。あわせて遊休農地の発生防止のため、集落営農組織と協力して農地を有効活用できる方策を図ることや、農業に関心のある移住者などと一緒に農地の活用や保全管理についても考えていくことのできる体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、営農組織や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付けることを検討していくとし、貸し付けが可能となれば、担い手の経営意向も汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を進めて行く。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・地域内で農作業の効率化を図るため、除草作業などは営農組織や外部団体などへ委託し、それ以外の作業などについても委託先を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシや鹿などによる被害を防止するための獣害防止柵の点検・修繕を定期的に行っているが、農業就労者のみでなく地域一丸となって、設備不具合の早期発見・早期対応が行えるような、より良い体制を構築する。
- ⑦各種交付金を活用して農業用施設等の維持管理を継続する。